

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「車両 損傷事故に関する和解等について」に対する意見）

施設課

1 概要

令和4年第3回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「車両損傷事故に関する和解等について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和4年6月6日に「沖縄県教育委員会会議の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「車両損傷事故に関する和解等について」の概要

(1) 令和3年11月22日午後4時50分頃、県立那覇高等学校先の県道真地泉崎線上において、同校に設置されていた樹木が、風に煽られて根元から県道側に倒れ、付近に停車していた相手方の車両に衝突し、当該車両の屋根等を損傷させた。

(2) 県は、本件事故について、県立那覇高等学校における樹木の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金の額として、相手方及び相手方に保険給付を行った保険会社に対し、総額1,593,405円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

当事者 甲 ○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

乙 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災
保険株式会社

丙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(3) 和解内容について

- ① 丙は、本件事故に係る樹木の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、総額1,593,405円の支払義務があることを認める。
- ② 甲は、丙が支払うべき前項の損害賠償金のうち、1,382,205円が自動車保険により既に乙から甲に対し支払われたことを認める。
- ③ 丙は、第1項の損害賠償金のうち、甲に対し211,200円、乙に対し1,382,205円の支払義務があることを認める。
- ④ 丙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、前項の損害賠償

金を甲及び乙にそれぞれ支払う。

- ⑤ 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

3 臨時代理した意見の内容

議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、異議がない旨を回答した。